

介護保険制度により介護保険施設では、身体の自由を奪う「身体拘束」が禁止となっています。

『利用者の願いを受け止めて!必ずできる拘束なき介護』



- ・「拘束しないで」と言いたい。 でも入所を断られるのが恐い。
- ・私も「ごめんね」と泣きながら 縛りました。
- ・拘束は介護する側の都合なんで すよね。

家族

どうすれば 拘束ははずせるの?



施設・介護者

- ・トイレに行きたい、歩 きたい、どうして自 由に動けないの?
- 何の権利があって縛るのか、人権無視だ!



利用者

- ・身体拘束をしないための代 替ケアの方法が分からない。
- 予測される事故を考えると 拘束外しに踏み切れない。
- ・ご家族から頼まれると、断 りきれない

そんな悩みや疑問を持っていませんか?こんな時、ぜひ相談して下さい。

■■■■ 相談窓口 ■■■■

神奈川県高齢福祉課

電話

045 - 210 - 4846

E-mail

kouho@pref.kanagawa.jp

身体拘束の禁止の対象となる施設

- ●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)●介護老人保健施設
- ●介護療養型医療施設

●短期入所生活介護事業所

●短期入所療養介護事業所

- ●特定施設入居者生活介護事業所(有料老人ホーム等)
- ●認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指 の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、 車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

神奈川県では次のような取り組みをしています。

- ○かながわ高齢者あんしん介護推進会議 拘束なき介護推進部会の開催
- ●身体拘束に関する周知・啓発 実態調査の報告や身体拘束に関する基礎知識の掲載 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kourei/kosoku/
- 拘束のない介護に関する研修 身体拘束廃止推進モデル施設研修、地域・家族支援研修
- ●看護職員研修 看護指導者養成研修、実務看護職員研修

9

悩む前に相談して、思いやりのある介護、楽しい生活安心できる施設にしましょう。